

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌もいわ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
 - (2) 報酬別表第2に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 每月 25 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第 16 条の規定に準じて支給）

(2) 賞与 每年 6 月及び 12 月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成 29 年 6 月 2 日より施行する。（注）改正法附則第 20 条参照

別表第1（常勤の理事の報酬）

常勤理事の報酬は、別表の俸給表のとおりとし、理事会において決定する。

別表第2（常勤の理事の賞与）

6月・12月の賞与報酬は理事会で決定する。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

（1）理事は理事会等会議への出席に対し交通費を含め日額5,000円とする。

（2）この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事は理事会等会議への出席に対し交通費を含め日額5,000円とする。

（3）監事は監事監査等及び理事会等への出席に対し交通費を含め日額5,000円とする。

別表第5（評議員の報酬）

評議員会への出席に対し交通費を含め日額5,000円とする。

別表 1

常勤理事

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	176,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			